

八雲町公共施設 LED 照明化事業
プロポーザル実施要領

令和8年5月

八雲町

1 目的

本事業は、八雲町（以下「本町」という。）における 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び電気料金の節減による行政コストの軽減、また、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）に定める「特定水銀使用製品」が、その製造及び部品として他の製品の製造に使用することが 2027 年までに廃止されることを受け、公共施設の LED 照明の計画的な切り替えをリース方式により図ろうとするものである。

2 概要

(1) 事業名

八雲町公共施設 LED 照明化事業

(2) 内容

① 設備導入に関する現地調査、設計・施工、施工管理及び関連業務

② リース期間中における設置物の維持管理業務

その他別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約方式

リース契約方式

本事業で賃貸借した照明器具については、リース期間終了後、本町に所有権の移転（無償譲渡）されるものとする。

(4) 対象施設

別紙「仕様書」のとおり

(5) 事業期間

① LED 照明機器への改修等 令和 9 年 6 月 30 日まで

② リース期間 導入施設毎に工事完了確認の翌月から 10 年間（120 か月）

(6) 提案上限額（消費税及び地方消費税含む。）

総額 446,250,000 円の範囲内とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、八雲町公共施設 LED 照明化事業プロポーザルの規模を示すためのものであり、最終的な実施内容、契約金額については、この提案上限額を超えない範囲とし、当町と調整したうえで決定する。

(7) 経費負担

企画提案書等作成作業を含め、本プロポーザルの応募に係る一切の経費は事業者の負担とする。

3 プロポーザル参加資格について

(1) 応募者

① 応募者は、次の業務を履行する能力を有し、法人格を有する単独企業またはコンソーシアム（それぞれが法人格を有する複数の企業の共同）も可能とする。

ア. 機器をリース及び管理する業務

イ. 機器を製造・販売する業務

ウ. 工事を実施する業務

エ. その他、業務遂行上必要な業務

- ② コンソーシアムの代表者は、アの機器をリース及び管理する業務を行う業者とする。その代表者が本町との連絡窓口となり、提案に必要な諸手続きを行い、その他の構成員は連携して事業遂行の責を負うものとする。
- ③ 4の参加手続き時に、応募者は全構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ④ コンソーシアムの応募者の代表者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、受託候補者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。
- ⑤ 1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(2) 全ての構成員が満たすべき要件（共通要件）

応募者（コンソーシアムの場合は構成するすべての構成員）は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けている者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）でないこと。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- ④ 国、県、市（町）税等の義務付けられている税の滞納がないこと。
- ⑤ 八雲町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- ⑥ 本事業に必要な LED 照明を事業期間内に準備できること。
- ⑦ 過去 10 年間に LED 照明化工事で労災事故を起こしていないこと。

(3) 構成員の少なくとも 1 社（または代表者）が満たすべき要件（実績・技術要件）

応募者（コンソーシアムの場合は少なくとも 1 社、または代表者）が以下の要件を満たしていれば足りるものとする。

- ① 過去に国または地方公共団体において、公共施設の LED 化事業（リース方式）を受託した実績が 10 自治体以上あること。
- ② 応募者は、過去 10 年以上にわたり、継続してリース業を営んでいること。
- ③ 応募者は、過去に累計 1,000 施設以上の LED 照明化事業実績（リース方式）を有すること。

4 参加手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により申し込みをし、参加資格の審査を受けること。期限までに参加希望の申し出がない場合は、提案を受け付けない。

(1) 申込期限

令和8年5月22日（金）17時まで

(2) 申込方法

電子メールで、下記の宛先に(3)の提出書類を添付し、申込みを行うこと。

宛先：八雲町政策推進課企画係（E-Mail：seisaku@town.yakumo.lg.jp）

(3) 提出書類

- (i) プロポーザル参加意向申出書【様式第1号】
- (ii) 同種同業務実績表【様式第2号】
- (iii) 会社概要書【様式第3号】

(4) 確認結果

令和8年5月28日（木）までに、参加資格確認結果を電子メールにて送付する。

(5) 参考図面等の送付

対象公共施設の既存の照明器具の種類及び灯数は、本町からの参加資格確認結果通知後、参加資格を満たした応募者に照明配置図および照明姿図（左記が提示できない施設については現況写真）の格納先 URL 及びパスワードをメールにて通知する。

5 プロポーザル等に関する質問の受付及び回答について

(1) 受付期間

令和8年5月13日（水）～令和8年5月29日（金）12時必着

(2) 質問方法

質問フォームに必要事項を入力の上質問すること。

<https://www.harplg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=8VpPTlnE>

(3) 質問書の回答

質問に対する回答は、町ホームページに随時掲載する。

(4) その他

- ① 企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、個々の照明器具及び参考図面に関する質問、本事業、本プロポーザルに関係の無い内容、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
- ② 質問に対する回答は、実施要領等の追加等とみなす。
- ③ 質問フォーム以外の方法での質問は受け付けない。

6 提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加が認められた応募者は、別紙 仕様書を踏まえ、次により提案書等を提出すること。なお、いずれも様式は任意とし、ファイル形式はPDFとする。

(1) 提出期限

令和8年6月5日（金）17時必着

(2) 提出方法

電子メールで、メールタイトルは次のとおりとすること。

【〇〇（提案者名）】八雲町公共施設 LED 照明化事業プロポーザル提案書

(3) 提出先

八雲町政策推進課企画係

E-Mail seisaku@town.yakumo.lg.jp

(4) 提出書類

(ア) 企画提案書

事業の具体的な実施案、実施体制、維持管理、事業効果等を記載すること。なお、本事業の目的や趣旨に沿った提案であり、提案上限額の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差支えないものとする。

(イ) 事業実施施工計画

本事業の全体的な施工計画を作成し、施工方法や作業期間等について、施設運営や町民利用に配慮又は工夫する点を記載すること。

(ウ) 見積書

仕様書及び企画提案書に係る業務の実施に要する全ての費用について、内訳（器具費・施工費・維持管理費・その他必要な経費等）を記載した見積額を記載すること。なお、総額と月毎のリース料金もわかるように記載すること。

7 審査、評価及び選定について

(1) 審査会の設置

提案書等の審査及び評価は、八雲町公共施設 LED 照明化事業プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

① 6の提案書等を提出した者（以下、「提案者」という。）について、下記の日程でプレゼンテーション及びヒアリングを行う。詳細が決まり次第、提案者に通知する。

(i) 日時：令和8年6月12日（金）

(ii) 会場：八雲町役場3階 議員控室 ※インターネット環境はない

(iii) 参加人数：4名以内

(iv) 時間配分：30分（プレゼンテーション20分・質疑応答10分）

② 大型モニター（HDMI ケーブル）は本町で用意する。プレゼンテーションに使用するパソコン等については、提案者で用意すること。

③ プレゼンテーションは、提出書類に記載された内容に限るものとし、資料の追加配布は認めない。

④ 質疑に対する応答は、審査会内で応答し、持ち帰りはしないこと。

(3) 選定基準

審査及び主な評価項目は、次のとおりとする。

評価項目	
①事業遂行能力	プレゼンテーションはわかりやすく、提案内容に具体性、実現性があるか。
	同種の事業、契約実績が多数あり、適正な契約履行が行われているか。

	特に 150 施設規模の公共施設を短期間で完工した実績、能力を有しているか。
	リース会社は長期にわたり、安定的に事業執行できる経営状況であり、計画通りの事業執行を行う能力を有しているか。
	過去の実績等を鑑み、リース照明および工事全般に対する詳しい専門知識を持ち製品の調達、工期の遵守を確実にかつ迅速に行う能力・体制を有しているか。
② 機能等	提案内容は、具体性がある実現可能な体制、工程となっており、期限内に早期完了が見込めるか。
	適正な施工監理により、品質管理、安全管理に配慮され、関係法令を遵守した信頼性がある提案内容か。
③ 使用機器	提案製品は、累積製造数、販売実績等を十分有し、仕様書に準じた製品であり、照度等の性能は十分か。
	提案製品および工法は、品質、安全性を十分確保できるか。アスベスト対策など環境法令に抵触することはないか。
④ 維持管理	製品に関する不具合、事故及びトラブル等が発生した場合に、迅速に対応できる体制及び対策が確保されているか。
	リース期間中の保証が確実に実行される体制になっているか。
	将来的な維持管理を見据え、汎用性のある製品で次回の設備更新や管理に配慮した提案内容か。
⑤ 事業効果	電力消費量や CO2 排出量の削減等に関する提案について、LED 化による効果として具体性・妥当性があり、消費電力、CO2 排出量の削減効果が十分に見込めるか。
	CO2 の削減効果を計算する際は、排出係数 0.518 kg-CO2/kWh、電気代の削減効果を計算する際は 26 円/kWh を用いること。
	地元事業者の活用等、地域経済に寄与した提案であるか。
⑥ 独自性	町の財政削減や省エネに資する独自の提案等の創意工夫があるか。
⑦ 見積金額	発注条件及び仕様の遵守並びに品質や安全性の確保を前提として、提案内容に要する費用は適正か。不当なダンピングがなく、適正な価格転嫁が行われているか。
⑧ その他	当町に有益となる独創的かつ現実的な追加提案があるか。

(4) 選定

- ① 審査会において、提案書等の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価し、最高得点者を本業務の優先交渉事業者を選定する。結果については、審査後速やかに提案者に対し電子メールにて通知するとともに八雲町ホームページにおいて公表する。
- ② 最高得点者が複数となった場合は、審査会の合議により順位を決定し、本業務の優先交渉事業者とする。

③ 提案者が1事業者のみである場合においても審査会を実施するものとし、審査の結果、評価項目の合計点数が満点の6割（最低基準点）に達しているときは当該提案者を本業務の優先交渉事業者として選定する。提案者が2事業者以上である場合において、評価項目の合計点数が満点の7割に達しないとき、または参加申込及び企画提案書の提出がないときは、選定を中止するものとする。この場合、必要に応じて参加資格又は履行期間等の条件を変更し、再度公募を行うものとする。

④ 優先交渉事業者は、各施設について現地調査を行ったうえで、改めて見積書を提出すること。

(5) 契約形態

優先交渉事業者との協議による。

8 失格条項等

提案者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査の上、プロポーザルを無効とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出書類の不足、虚偽の内容の記載があった場合
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (5) 本要領に定められた以外の手法により、審査会委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (6) 提出書類の提出期限以降において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止の措置を受けた場合
- (7) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (8) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合

9 その他

- (1) 参加意向申し出以降に辞退する場合は、6月5日（金）までに提案辞退届（任意様式）を電子メールにより提出することとし、辞退後は、いかなる理由があっても再提案は認めない。
- (2) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出後の提案書等の撤回、訂正、差し替えは、町から指示があった場合を除き認めない。
- (5) 提出された提案書等は、提案者に無断で利用しない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、提案書等の複製、保存等を行う。
- (6) 提案書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、八雲町が本プロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八雲町情報公開条例に基づき、提案書類を公開することがある。

(7) 本プロポーザルの実施及び業務スケジュールは以下のとおり予定しているが、変更する場
 合がある。この場合、応募者に電子メールで通知する。

日 程	内 容
令和8年 5月13日(水)	関係書類公表
令和8年 5月22日(金) 17時まで	参加希望申込期限
令和8年 5月13日(水) ~ 令和8年 5月29日(金) 12時まで	質問受付期間
質問受付後、随時町ホームページに公表する	質問に対する回答
令和8年 5月28日(木)	参加資格確認結果通知書送付
令和8年 6月 5日(金) 17時必着	企画提案書等提出期限
令和8年 6月 5日(金) 17時必着	辞退届提出期限
令和8年 6月12日(金)	プレゼンテーション審査
審査後、速やかに	選定結果通知書送付
令和8年6月中旬~6月下旬	優先交渉事業者との調整、契約手続き 各施設担当者との調整